船橋市企業立地選定委員会規約

(設置)

第1条 船橋市北部先端工業団地の企業立地促進を図るため、先端産業の導入、地 場産業の振興を目的として工業団地進出企業を選定する船橋市企業立地選定 委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事務内容)

- 第2条 委員会は先端工業団地の企業立地選定を行うため、次の事務を遂行する。
 - (1) 先端技術産業・成長産業の企業選定に関すること。
 - (2) 住工混在解消用地の企業選定に関すること。
 - (3) その他企業の立地促進に関すること。

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 2 委員長は、担当副市長とする。
 - 3 委員は別表に掲げる職にある者とする。

(議事)

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集する。
 - 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、参考意見を求めることができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、経済部商工振興課とする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は 別に定めることができる。

付 則

- この規約は平成2年9月1日から施行する。
- この規約は平成3年4月1日から施行する。
- この規約は平成10年7月1日から施行する。
- この規約は平成14年7月1日から施行する。
- この規約は平成19年4月1日から施行する。
- この規約は平成24年4月1日から施行する。

(別表)

	委		員		
担	当	畐	il]	市	長
建	設		局		長
企	画	財	政	部	長
政	策	企	画	課	長
環	境		部		長
環	境	保	全	課	長
都	市	計	画	部	長
都	市	計	画	課	長
道	路		部		長
道	路	計	画	課	長
建	築		部		長
宅	地		課		長
船橋商工会議所専務理事					
経	済		部		長